

■現状と課題

- 障がい者の法定雇用率を達成している事業所はまだ十分ではなく、障がいのある人の雇用は依然として厳しいことから、事業所等への雇用支援が求められています。障がいのある人の一般就労を促進するために、関係機関との連携のもとに、雇用環境の充実を図る必要があります。
- 一般就労への移行を希望する障がいのある人に、適切な求人情報を伝え、求職活動を支援するとともに、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図る必要があります。また、就労の初期段階における支援制度を充実し、職場への定着を図る必要があります。さらに、難病や発達障がい等の多様な障がいに対応することができる支援体制の整備が求められています。
- 一般就労が困難な障がいのある人の就労の場の充実を図るとともに、工賃水準向上のための取り組みを強化する必要があります。
- 障がいのある人の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、移動手段への公的支援が必要です。また、ノンステップバス・リフト付バス等の運行経路の拡充など、移動手段にすき間が生じないような交通体系の充実が求められています。
- 健康や体力の増進、生きがいのある生活や豊かな人間関係等を形成するためのスポーツ・文化活動を、障がいの態様に応じて気軽に楽しめるような環境づくりが求められています。

■施策の方向性

1 雇用の場の確保

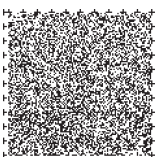
- ・障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がいのある人の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」や、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」など、新たな法制度の周知を図ります。

2 一般就労への移行と定着・継続への支援

- ・熊本市障がい福祉計画に基き、サービス事業者との連携のもと、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図ります。
- ・関係機関との連携のもと、「熊本市障がい者就労・生活支援センター」における情報発信や相談機能の向上を図り、就労に関わる相談や就労定着支援等を行い、障がいのある人の一般就労への移行及び定着・継続を支援します。
- ・難病患者や発達障がい者等の相談に対応するため、専門機関との連携を強化します。

3 福祉的就労への支援

- ・熊本市障がい福祉計画に基づき、サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がいのある人に対する福祉的就労の場の充実確保を図ります。
 - ・障がい者の工賃水準向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく取り組みや、障がい者施設の商品力の向上、販路拡大などの支援に取り組みます。



4 移動手段への支援

障がいのある人の社会参加の促進を図るため、移動手段への支援を行います。

5 スポーツ・文化活動の促進

障がいのある人が円滑に文化芸術活動やスポーツを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

■具体的な取り組み

6-1 雇用の場の確保

① 事業主への啓発

障がい者雇用に関する支援制度や障がい特性等を周知のうえ、市内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、雇用の場の開拓及び継続的な雇用への協力を要請します。

また、精神障がい者の雇用対策が強化された「改正障害者雇用促進法」などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。

② 雇用にあたっての支援

関係機関と連携しながら、求人と求職者のマッチングを行うとともに、障害者雇用納付金制度※20に基づく助成や特定求職者雇用開発助成金制度※21など障がい者雇用を促進する各種制度の周知徹底を図ります。また、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、障がいのある人を雇用する企業の活動を応援します。

さらに、市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がいのある人の雇用促進に努めている事業所に対し、業者選定における優遇措置を検討します。

③ 公共機関での障がい者雇用の促進

市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保します。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的な配慮を行うとともに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

④ 共同受注窓口の検討

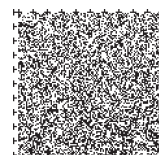
共同受注の課題を整理し、仕組みを検討します。

⑤ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出

障がいのある人の雇用の場を確保するために、在宅でできる仕事など、障がいのある人の能力や特性に応じた仕事の創出に努めます。

※20「障害者雇用納付金制度」…障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度。

※21「特定求職者雇用開発助成金制度」…高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部が助成される制度。



① 就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行います。

② 就労継続支援事業（A型・雇用型）

就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基く就労機会を提供します。

③ 職場定着と継続就労への支援

障がいのある人の職場への定着と就労の継続を支援するため、「公共職業安定所（ハローワーク熊本）」や「熊本障害者職業センター」等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を就労支援の核として位置づけ、関係機関と連携して就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。

④ 障がい者嘱託員雇用

市において、知的障がい者や精神障がい者等を嘱託員として雇用し、一般就労に向けての経験を積む機会の確保・充実を図ります。さらに、専門のジョブコーチを配置することで、支援の充実を図ります。

⑤ 求人・求職者情報の提供

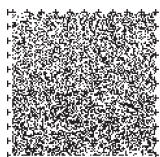
「熊本市障がい者就労・生活支援センター」において、「ハローワーク」や「障害者職業センター」と情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。

⑥ 関係機関との連携による相談支援

「熊本市障がい者就労・生活支援センター」において、「ハローワーク」や「障害者職業センター」、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。

⑦ 難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実

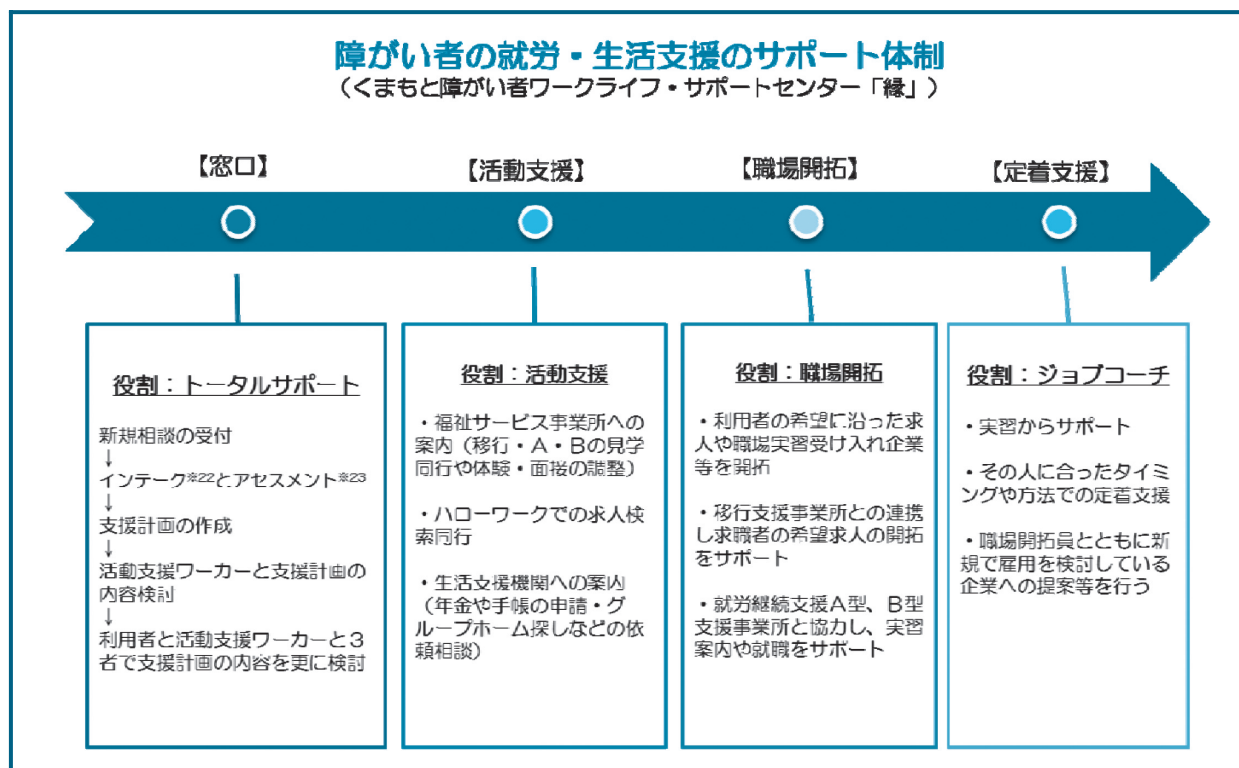
難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。



くまもと障がい者ワークライフ・サポートセンター緑
（中央区白山）



図：障がい者の就労・生活支援のサポート体制



※本市が開設した「熊本市障がい者就労・生活支援センター」と、「熊本障害者就業・生活支援センター」とが一体となり「くまもと障がい者ワークライフ・サポートセンター縁」として、就職支援、定着支援、職場開拓等の支援を実施しています。

6-3 福祉的就労への支援

① 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。

また、企業等に対して、施設で提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

② 就労継続支援事業（B型・非雇用型）

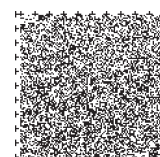
一般就労が難しい障がいのある人の働く機会を確保するため、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する就労継続支援事業（B型・非雇用型）の充実を図ります。

また、希望する利用者が就労継続支援事業（A型・雇用型）への移行につながるように、事業所間の連携の機会を提供します。

施設利用者の工賃向上を図るため、本市の庁内各課における障がい者就労施設等からの物品等の積極的な調達を進めるとともに、障がい者施設等の商品力の向上に関する研修や情報提供、販売・PRの機会の提供に努めます。

※22「インテーク」…支援を求めて相談機関を訪れた人に、支援者が行う面接。支援の最初の段階。

※23「アセスメント」…相談者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。



障がい者施設等の商品力向上に関する取り組み事例



熊本市障がい者施設商品コンクール
審査の様子



平成 26 年度グランプリ（食品部門 最優秀賞）
「城南クッキー詰め合わせ」

③ 地域活動支援センター（Ⅲ型）

一般就労が困難な障がいのある人を対象に、生産活動や創作的活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。また、センターの安定的な運営のために、必要な支援を行います。

6-4 移動手段への支援

① 公共交通機関等による外出の支援

障がいのある人の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる「熊本市優待証（さくらカード）」を交付するとともに、交通事業者にも車両の運行システムの充実を働きかけるなど、優待証制度の円滑な利用を促進します。

また、移動が極めて困難な重度の障がい者には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

② 自家用車による外出の支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。また、身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成や、重度の知的障がいのある人に対する燃料券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。

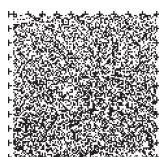
6-5 スポーツ・文化活動の促進

① スポーツ、文化芸術活動団体の支援

障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。

② 体育施設等のバリアフリー化

障がいのある人がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。また、気軽にスポーツに参加できるよう、電話相談、スポーツ指導の充実など、ソフト面でのバリアフリー化もあわせて進めます。



③ 障がい者のスポーツ活動への支援

障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やイベントの支援を行います。

④ 障がい者の芸術文化活動への支援

障がいのある人が芸術文化活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。また、関係団体と連携・協力し、芸術文化活動を通して、障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。



アール・ブリュット移動美術館の様子
(熊本市役所ロビー)

障がい者の芸術活動に関する取り組み



アール・ブリュット・ジャポネ展の様子
(熊本市現代美術館)

*アールブリュットとは？

「アール・ブリュット」とは、フランスの画家ジャン・デュビュッフェが提唱した概念で、直訳すると「生（き）の芸術」という意味です。正規の美術教育を受けていない人々が制作した作品が原義とされていますが、その中には、障がいのある人が心の内を表現したものも多く含まれます。

熊本市現代美術館では、平成 25 年 12 月から平成 26 年 2 月にかけて「アール・ブリュット・ジャポネ展」を開催し、約 8,000 人が来場しました。展覧会の期間中、障がいのある人（障がい者手帳所持者）の招待が行われ、障がいのある人がさまざまな作品を鑑賞する機会も設けられました。

